

令和3年6月16日
総務部契約管財課

工事請負契約における指名制限の改正について

文京区では、区発注工事のうち、土木工事について、公正かつ円滑な契約及び工事の実施を推進するため、指名制限について見直しを行います。

1 改正内容

土木工事について、指名制限の対象とする案件の予定価格を1,000万円以上とします。

2 実施時期

令和3年7月1日

※令和3年6月30日以前に締結した土木工事の工事請負契約で、受注中の案件のうち、予定価格が1,000万円未満のものについては、令和3年7月1日以降は、指名制限の件数の対象外とします。

3 その他

土木工事以外の工事（建築工事、電気工事、給排水工事、空調工事、造園工事、運動場施設工事等）については、指名制限の対象とする案件の予定価格は130万円超で、変更ありません。

また、土木工事も含め、指名制限の件数の変更は、従前どおり以下のとおりとなります。

区内業者は重複して5件まで

区外業者は重複して2件まで

※単価契約、主管課契約や緊急工事などの随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号以外）は、除きます。

<問合せ先> 契約管財課契約係 電話（5803）1150